

申第14号「出勤前訓練時の出勤点呼」に関する業務委員会開催！

出勤前訓練の出勤点呼は、あくまでも任意であり強制するものではない！

= 大阪第一運輸所独自の出勤遅延防止としての取り組みは、間違いであった!!=

= 大阪第一運輸所は掲示で「前訓練の前に必ずしも出勤しなくてもいい」と周知せよ!!=

1月15日、地本は「出勤前訓練時の出勤点呼」の関する申し入れについて関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、柳楽副委員長、浦谷書記長、下茂業務部長、笹田組織部長、渡辺組織担当部長。会社側は、甘楽人事課課長代理、出口運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第14号「出勤前訓練時の出勤点呼」に関する申し入れ（2018年11月16日 申入）

《 会社の回答 》

1. 大阪第一運輸所では、出勤前訓練の場合は、訓練開始時刻前に出勤点呼を行ってるが、それを行うようになった経緯を明らかにすること。

【会社回答】

出勤前訓練の場合、社員の任意により訓練開始時刻前に出勤点呼を行うことは妨げておらず、現行の取扱いに問題はない。

2. 会社として、大阪第一運輸所独自の取り組みに対して、どの様に考えているのか明らかにすること。

【会社回答】各職場に於いて適切に対応しており、現行の取扱いに問題はない。

3. 訓練の出席を申告すればことさら出勤点呼を行う必要はないと考えるが、会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】出勤前訓練の前に必ずしも出勤点呼を行う必要はない。

4. 出勤前訓練時の出勤が任意であるならば、大阪第一運輸所に対して他所と同様に取扱うよう指導すること。

【会社回答】各職場に於いて適切に対応しており、現行の取扱いに問題はない。

以上

会社掲示で、前訓練時に必ずしも出勤しなくていいことを社員に周知しろ！！

《若干のやり取り》

- 組合：出勤前訓練時の出勤点呼を行う必要はないとの回答であるが、大一運の職場で過去に会社掲示が出されている。その掲示内容は把握しているか。
- 会社：会社回答は申し入れの通りであり、出勤点呼は任意であり出勤前訓練時の前に必ずしも出勤点呼を行わなくてもよい。
- 組合：大一運で、過去に出勤前訓練を指定された社員が出勤遅延を起こしたことで、出勤遅延防止のために、訓練の前に出勤をしなさいと会社が掲示で周知している。その掲示内容を支社は認識しているか。
- 会社：出勤をしなさいといった掲示は出ていない。
- 組合：出勤をしなさいとの内容である。違うというならどうい内容の掲示だったのか。
- 会社：次勤務確認表のフォーマットが変わったという掲示は出ている。
- 組合：ちゃんと出勤をしなさいと掲示は出ている。
- 会社：回答は変わらないが、出勤点呼は必ずしも訓練の前に受けなくてもよい。大二運も同じである。
- 組合：大二運はそうであるが、大一運ではこの申し入れの前まで違ったのである。
- 会社：フォーマットを変更したことは聞いている。
- 組合：次勤務確認のフォーマットはどのように変更したか知っているか。
- 会社：次勤務が前訓練がある時は、訓練時間を書いている。
- 組合：前訓練の時間だけを書かせているだけでは、出勤時間は分からない。
- 会社：出勤時間は、前もって自分で見ていると思う。
- 組合：フォーマットを変更したということは、訓練の前に出勤点呼を受けろということである。
- 会社：会社回答は変わらない。
- 組合：大一運の全社員は、出勤時に前訓練がある時は出勤しなさいと受け止めている。
- 会社：当直がやっていたが、前訓練前に出勤点呼を受けることは一般論としては行路票を受け取ると全部の情報が書いてあるので、色んな時間錯誤の防止になるので出勤点呼を受けてもらう人が多いと思う。
- 組合：自分から出勤点呼に行くのはいいが、会社が間違った勤務指示の取り扱いをさせるような掲示を出していたことが問題である。
- 会社：申し入れに対する会社回答は変わらない。
- 組合：西組合員が運転科長に、掲示内容を見せてくれるように頼んだが、掲示はないと断れた。しかも、その掲示内容は強制でなく懲慥であると答えている。掲示があったことは確かである。
- 会社：前訓練前に出勤点呼を受けることは一般論としてあるかもしれないが、必ずしも出勤点呼を訓練前に受けろということではない。
- 組合：一般論としてはそうであるが、大一運の掲示が出されたのが、間違いであると受け止めるべきではないか。
- 会社：間違いであるとはどういうことなのか。
- 組合：出勤前に訓練があった場合は、出勤点呼を受けるように掲示が出されたことである。
- 会社：そのような掲示があったか分からないので、答えられない。

組合：過去に大一運の掲示に間違っただけの掲示があったということである。だから、大一運の社員はみんな誤った勤務認証をして前訓練がある時はその前に出勤点呼を受けていたのである。

会社：誤った勤務認証とはどういうことか。

組合：前訓練の前に出勤点呼をしなさいといった掲示が出されていたら、支社としてどう判断するのか。

会社：仮定の話には答えられない。

組合：出勤点呼をしなさいと出ていたのは事実である。

会社：仮定の話には答えられない。

組合：その掲示を西組合員が運転科長に見せてくれと言っても見せようとしないうし、強制でなく懲罰であると誤魔化している。

会社：懲罰であり誤魔化しているとは言えないが、出勤点呼については任意である。そのような掲示は把握していないので、答えられない。

組合：回答が変わらないのなら、「出勤前訓練の出勤点呼は必ずしも行う必要はない。」といった掲示を出すこと。

会社：意見としては聞いておく。

酒気帯び出勤を認めないなら、乗務員だけでなく全社員にアルコール検査を実施すべきではないか！？

組合：今回の申し入れのきっかけは、西組合員の1回目のアルコール検査で数値が出て、最初は運転科長の判断で、訓練を受けずに13時から15時まで待機の指示があったが結局、12時58分に3回目を訓練前に強制的に受けさせている。

会社：出勤点呼を受けに来た西さんが、アルコール検査でアルコールが検知されれば次のタイミングでアルコール検査をしないとイケない。

組合：出勤点呼が任意であるなら、2回目のアルコール検査は訓練後に受けさせれば済むことではないか。

会社：出勤点呼を受けに来たから、出勤点呼を受領したことになり、それ以降アルコール検査のタイミングは、会社指示で受けてもらう。

組合：アルコール検査は会社の指示で受けることでいいか。

会社：アルコール検査のタイミングは会社の指示である。

組合：出勤点呼を受けたら出勤を認め、その後のアルコール検査は会社の指示でやることでいいか。

会社：そうである。会社は、訓練であっても酒気帯びの疑義があれば訓練を受けさせない。

組合：訓練後に出勤点呼を受けていたら、アルコールは検知されていなかったかもしれない。大一運では、訓練前に出勤点呼を受けるようにしていたから西組合員は出勤した結果である。

会社：任意で受けたのである。

組合：任意で出勤点呼を受けたことを会社が承認し出勤を確認した。12時01分に1回目のアルコール検査で数値が出て、12時31分に2回目は会社が受けるように指示している。勿論、12時58分の3回目も受けるように指示している。

会社：1回目のアルコール検査で数値が出て、13時から前訓練の時間が迫っていた。疑義がある以上は、訓練を受けさせずにはいかない。

組合：会社が出勤点呼を受領して12時01分、12時31分、12時58分それぞれに指示したことは間違いのない事実である。この時間は会社のタイミングで指示をしている。

会社：組合は指示に拘っているが、受けるタイミングは訓練前に酒気帯びがないか把握する必要があつての指示である。

組合：あくまでもアルコール検査は乗務のための検査であり導入されている。

会社：組合の主張は、2回目、3回目のアルコール検査は出勤時刻直前でいいということか。

組合：そうである。2回目、3回目もはっきりと指示しているということは労働時間が発生している。出勤点呼が任意ならアルコール検査も任意で出来るではないか。

会社：今回のタイミングは、13時から前訓練があるから指示をした。

組合：出勤点呼が任意であるなら、本人が出直すことは出来ないのか。

会社：仮定の話には、答えられない。

組合：任意の点呼で会社が点呼を受領し、アルコール検査の指示をしたなら、労働時間が発生する。時間を付けないなら受けなくてもいいではないか。

会社：以前から答えている通り、出勤点呼には時間を付けている。いずれにしろ、酒気帯びで出勤をしないことである。

組合：論点がずれている。必ずしも、アルコールだけではなく、饅頭でも数値が出ることもある。会社として、勤務の取り扱いがはっきりしていないのは今後考える必要がある。

以上